

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

### 任意継続組合員制度の加入手続等について（通知）

公立学校共済組合の組合員（臨時的任用職員、会計年度任用職員等の短期組合員を含む。以下同じ。）が退職すると、組合員資格を喪失することから、新たな医療保険制度への加入手続が必要となります。その一つとして、当共済組合の「任意継続組合員制度」があります。

当該制度は、一定の要件を満たす組合員が、申出により、退職後も引き続き2年間を限度として、医療給付等の短期給付と福祉事業の一部の適用を受けることができる医療保険制度です。

つきましては、令和6年3月31日付け退職予定の組合員に周知の上、加入希望者に対し、下記により手続を行うよう指導するとともに、年度途中における退職者に対しても、その都度、周知するよう併せてお願いします。

### 記

#### 1 退職後の医療保険制度

退職後は、再就職して勤務先の医療保険制度（健康保険・共済組合）が適用される場合を除き、次の表のいずれかの医療保険制度に加入する手続が必要となります。

表：退職後の医療保険制度の概要（再就職先で医療保険制度が適用される場合を除く）

医療保険制度	国民健康保険	任意継続組合員制度 (最長で2年間加入できる)	家族の医療保険制度 (健康保険・共済組合)の被扶養者
掛金 (保険料)	前年の収入、世帯人員数を基に算出(市区町村により異なる)	労使折半ではなくなるため最大で退職時の2倍	被扶養者となるため負担なし
窓口	住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口	当支部(福利係)	家族が加入している医療保険制度の運営団体
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった家族の保険料を世帯主が負担する	被扶養者制度については退職前と同じ。加入手続については後述	年金も収入に含まれる。被扶養者になるための要件については、事前確認が必要

#### 2 任意継続組合員制度の加入手続等

##### (1) 加入資格

組合員期間<sup>(注)</sup>が退職日まで引き続き1年と1日以上あること。

(注) 他の公務員共済組合の組合員期間は含みますが、前に加入していた任意継続組合員期間や国民健康保険の被保険者期間は含みません。

##### (2) 手続書類

任意継続組合員制度へ加入を希望する組合員は、次に掲げる書類を記入の上、当支部へ提出してください。

ア 任意継続組合員申出書（令和5年度末退職者は別添の用紙を、年度途中退職者は当支部ホームページ掲載の年度途中退職者用の用紙を使用してください。）

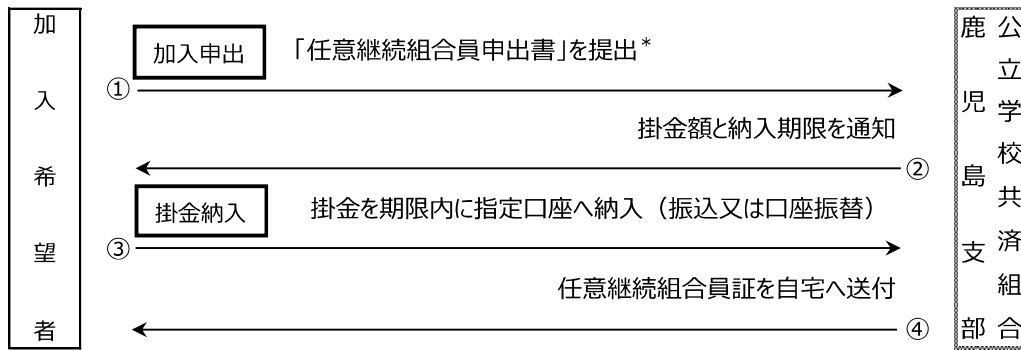
イ ゆうちょ銀行の「自動払込利用申込書」（緑色の複写式用紙，アの申出書において掛金の払込方法として口座振替を選択した方のみ同時に提出してください。）

※ 「自動払込利用申込書」は，所属所に1部ずつ同封してありますので，任意継続組合員制度への加入を希望し，掛金の払込方法として口座振替を希望する方へお渡してください。用紙が不足する場合には，ゆうちょ銀行の窓口で取得してください。

### (3) 手続の流れ

加入申出から任意継続組合員証の交付までの流れは，次の図のとおりです。

図：任意継続組合員制度への加入手続の流れ図



\* 退職（予定）時の所属所長の記載事項証明を受けて提出する。  
また，申出書で掛金の口座振替を選択した場合は，同時に「自動払込利用申込書」（ゆうちょ銀行の緑色複写式用紙）も提出する。

### (4) 手続の期限

退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金を納入する必要があります。年度末日退職の場合は，4月19日までに前記(3)の加入手続流れ図中の①から③までを終える必要があります。ただし，年度末退職予定者については，次の表のスケジュールにより，退職前から加入申出の事前受付を行います。

なお，再就職希望者は，採用の状況が明らかになった段階で加入手続をしてください。再就職（勤務先の医療保険制度の適用）が決まり，加入申出の取下げが生じた場合，年度末・年度初めは事務処理がふくそうすることから，既に払い込まれた掛金の返金に期間を要します。御承知おきください。

表：令和5年度末退職予定者の加入申出事前受付スケジュール（納入方法別）

掛金の納入方法		①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の振込期間	④組合員証の送付（予定）
振込	第1回	2月19日（月）	2月末	3月1日（金）～15日（金）	4月1日（月）
	第2回	3月1日（金）	3月中旬	3月16日（土）～31日（日）	4月8日（月）
	第3回	3月21日（木）	3月末	4月1日（月）～9日（火）	4月15日（月）
口座振替	第1回	2月13日（火）	2月末	3月14日（木）	4月1日（月）
	第2回	2月20日（火）	3月中旬	3月21日（木）	4月8日（月）
	第3回	3月4日（月）	3月下旬	4月1日（月）	4月15日（月）

※ いずれのスケジュールにおいても加入日は4月1日です。

※ 事前受付の申出書の提出（①）の最終期限である3月21日（木）（第3回受付）後も4月19日（金）までは加入手続は可能ですが，この場合，申出書の提出前に，問合せ先まで連絡してください（掛金の納入方法は振込のみです。）。

(5) 留意事項

退職日の翌日から公立学校等で常勤再任用職員として勤務する方は一般組合員となりますので、任意継続組合員制度には加入できません。

また、公立学校等で非常勤職員（会計年度任用職員、再任用短時間職員、任期付短時間職員等）や臨時的任用職員として勤務する方のうち、任用期間が2か月を超え、社会保険の加入要件を満たす方は、原則、公立学校共済組合の短期組合員となりますので、任意継続組合員制度には加入できません。

なお、退職後、次の任用日まで期間が空く場合でも、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなります。

(6) その他

任意継続組合員制度の説明文書及び申出書等の記入例を併せて送付します。また、支部ホームページに申出書用紙及び掛金額の試算表を掲載しますので、併せて活用してください。

<p>(提出・問合せ先) 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 公立学校共済組合鹿児島支部 福利係 担当 上酔尾 (カミエノ) 電話：099-286-5217 FAX：099-286-5663 * 県立学校における本文書の文書管理表上の 分類記号：「B-7-2（共済組合）」</p>
--

# 任意継続組合員申出書

(令和5年度末退職者用)

組合員証番号 (6桁)						所属所コード (6桁)					

## 1 任意継続掛金の納入方法(希望するものに○をつけてください。)

(1) 振込

希望	払込方法
	年一括払い
	半期払い
	月払い

(2) 口座振替

希望	払込方法
	年一括払い
	半期払い
	月払い

## 2 任意継続掛金払込時期(希望するものに○をつけてください。)

(1) 振込を選択した方

希望	振込期間	この申出書の提出期限
	3/1(金)～3/15(金)	2/19(月)
	3/16(土)～3/31(日)	3/1(金)
	4/1(月)～4/9(火)	3/21(木)

(2) 口座振替を選択した方

希望	口座振替日	この申出書及び自動払込利用申込書の提出期限
	3/14(木)	2/13(火)
	3/21(木)	2/20(火)
	4/1(月)	3/4(月)

※当支部がこの申出書を受領後、掛金額及び(振込を選択した方は)振込先を通知します。

## 3 振替口座名義人等(口座振替を選択した方のみ記入) ※ゆうちょ銀行の組合員本人名義の口座のみ指定可

(フリガナ)											
おなまえ											
記号番号	記号(6桁目は※欄に記入)					番号(右詰めで記入)					
	1				0	※					

## 4 退職日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者(任意継続組合員制度においても継続認定を希望する場合には継続認定欄に○を、希望しない場合には×を記入してください。)

継続認定	被扶養者氏名	続柄	生年月日	退職後の住所 (継続認定希望で、別居かつ住所の変更がある場合)
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

令和 年 月 日

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

申出者	所属所名										
	氏名	(カナ)	生年月日(年齢は退職時の満年齢)						性別		
		(漢字等)	昭和 平成	年	月	日	( 歳)	男・女			
	現住所	(〒 - ) 方書まで記入してください。									
	退職後の住所	(〒 - ) 方書まで記入してください。									
組合員資格取得年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	退職年月日	令和	年	月	日	退職時の標準報酬月額	円

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。  
令和 年 月 日

所属所長 職名  
氏名



# 任意継続組合員制度について

## 任意継続組合員制度とは

組合員期間\*1が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が、申出により、退職後も引き続き2年間で限度として、短期給付と福祉事業の一部\*3の適用を受けることができる医療保険制度\*2です。申出により途中で脱退することもできます。再就職して勤務先の医療保険制度が適用される場合は、任意継続組合員制度には加入できません。

- \*1 他の公務員共済組合の組合員期間は含みますが、前に加入していた任意継続組合員期間や国民健康保険の被保険者期間は含みません。
- \*2 在職中とは異なり、任意継続組合員制度は、医療保険制度のみが継続です。年金については、20歳以上60歳未満の方（被扶養配偶者を含む。）は、国民年金へ加入する必要がありますので、住所地の市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。
- \*3 人間ドックの健診費用等の補助は利用できません。その他福祉事業の詳細は、支部ホームページで御確認ください。

## 加入手続

退職日を含めて20日以内（例：年度末退職の場合は4月19日まで）に、共済組合へ「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の納入をする必要があります。ただし、年度末退職予定者については、下表のスケジュールにより、退職前から加入申出の事前受付を行いません。

なお、再就職を希望されている方は、採用の状況が明らかになった段階で加入手続をしてください。再就職（勤務先の医療保険制度の適用）が決まり、加入申出の取下げが生じた場合、払い込まれた掛金の返金に期間を要しますので、御協力をお願いします。

表：令和5年度末退職予定者の加入申出事前受付スケジュール（納入方法別）

事前受付（右表）の申出書提出（①）の最終期限である3月21日（木）（第3回受付）後も4月19日（金）までは加入手続は可能ですが、その場合、申出書の提出前に、共済組合へ連絡してください（掛金の納入方法は振込のみです）。	掛金の納入方法	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の振込期間	④組合員証の送付（予定）	
	振込	第1回	2月19日（月）	2月末	3月1日（金）～15日（金）	4月1日（月）
		第2回	3月1日（金）	3月中旬	3月16日（土）～31日（日）	4月8日（月）
		第3回	3月21日（木）	3月末	4月1日（月）～9日（火）	4月15日（月）
掛金の納入方法	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知（予定）	③掛金の口座振替日	④組合員証の送付（予定）		
	口座振替	第1回	2月13日（火）	2月末	3月14日（木）	4月1日（月）
		第2回	2月20日（火）	3月中旬	3月21日（木）	4月8日（月）
		第3回	3月4日（月）	3月下旬	4月1日（月）	4月15日（月）

※ いずれのスケジュールにおいても加入日は4月1日です。

## 掛金額（保険料）

雇用主負担がなくなることから全額自己負担となるため、掛金額は最大で退職時の2倍になります。介護掛金は、国内に住所を有する40歳以上65歳未満の方のみ必要です。額の算出方法は、次の計算式のとおりです。

$$\text{短期掛金（月額）} = \text{退職時の標準報酬月額（上限額380,000円）} \times \text{短期掛金率}$$

$$\text{介護掛金（月額）} = \text{退職時の標準報酬月額（上限額380,000円）} \times \text{介護掛金率}$$

昨年度の定年退職者の例 令和5年度の掛金額 月額44,772円（年額537,264円）

（退職時の標準報酬月額410,000円、後述の前納による割引がない場合）

加入時に納入すべき1年目（令和6年度）の掛金額は、加入手続書類提出後にお知らせします。

※1 各掛金率は年度ごとに決定します（令和6年度の率は令和6年2月上旬に決定）。

参考 令和5年度の掛金率 短期：1,000分の93.20 介護：1,000分の16.00

※2 2年目の任意継続掛金額は、年度ごとの掛金率に変更はあるものの、前年から極端な変動はありません。一方、国民健康保険料（税）は、前年の収入が少ない場合、任意継続より保険料が少なくなる傾向にあるため、1年で任意継続組合員制度を脱退して、国民健康保険へ加入する方もいます。国民健康保険料（税）の試算は、住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

## 掛金の払込方法

①年一括払い ②半期払い（2回払い） ③月払い（前月払い） のいずれかを選択できます。

①・②については、前納による掛金額の割引制度があり、途中で脱退した場合は、未経過月分の掛金は還付します。③月払いを選択した場合、毎月、所定の期日までに納入されないときは脱退となることから（実際に失念により脱退となる方がいます）、加入者の多くが割引制度もある①を選択しています。

※ 納入方法は、振込と口座振替のいずれかを選択できます。口座振替は、ゆうちょ銀行に口座を開いている方がみを選択できますが、申出の時期によっては、振込をお願いすることがあります。

<記入例>

任意継続組合員申出書  
(令和5年度末退職者用)

(別添)

組合員証番号 (6桁)						所属所コード (6桁)					
3	4	5	6	7	8	5	4	3	2	1	0

1 任意継続掛金の納入方法(希望するものに○をつけてください。)

希望	払込方法	希望	払込方法
(1) 振込	年一括払い	○	年一括払い
	半期払い		半期払い
	月払い		月払い
(2) 口座振替			

2 任意継続掛金払込時期(希望するものに○をつけてください。)

(1) 振込を選択した方			(2) 口座振替を選択した方		
希望	振込期間	この申出書の提出期限	希望	口座振替日	この申出書及び自動払込利用申込書の提出期限
	3/1(金)~3/15(金)	2/19(月)		3/14(木)	2/13(火)
	3/16(土)~3/31(日)	3/1(金)	○	3/21(木)	2/20(火)
	4/1(月)~4/9(火)	3/21(木)		4/1(月)	3/4(月)

※当支部がこの申出書を受領後、掛金額及び(振込を選択した方は)振込先を通知します。

3 振替口座名義人等(口座振替を選択した方のみ記入) ※ゆうちょ銀行の組合員本人名義の口座のみ指定可

(フリガナ)	コウリツ タロウ											
おなまえ	公立 太郎											
記号番号	記号(6桁目は※欄に記入)					番号(右詰めで記入)						
	1	9	8	7	0*	0	1	2	3	4	5	6

※口座振替を選択した方のみ、同時に提出するゆうちょ銀行の「自動払利用申込書」(緑色複写式用紙)に記入した内容を転記してください。

4 退職日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者(任意継続組合員制度においても継続認定を希望する場合には継続認定欄に○を、希望しない場合には×を記入してください。)

継続認定	被扶養者氏名	続柄	生年月日	退職後の住所 (継続認定希望で、別居かつ住所の変更がある場合)
○	(カナ) コウリツ ハナコ (漢字等) 公立 花子	妻	昭和 平成 令和 39年10月3日	
×	(カナ) コウリツ イチロウ (漢字等) 公立 一郎	長男	昭和 平成 令和 11年10月4日	
○	(カナ) コウリツ ジロウ (漢字等) 公立 次郎	二男	昭和 平成 令和 13年11月5日	熊本市中央区水前寺6
	(カナ) (漢字等)		昭和 平成 令和 年 月 日	

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

令和 6 年 2 月 13 日

公立学校共済組合鹿児島支部長 殿

申出者	所属所名	鹿児島市立共済小学校 Tel ( 099 ) 286 - 5206		
	氏名	(カナ) コウリツ タロウ (漢字等) 公立 太郎	生年月日 (年齢は退職時の満年齢) 昭和 平成 38年4月20日 (60歳)	性別 (男)・女
	現住所	(〒 890 - 0064 ) 方書まで記入してください。 鹿児島市鴨池新町10-1 桜島マンション502 Tel ( 090 ) 1234 - 5678	※電話番号は、確実に連絡を受けることのできる番号を記入してください。	
	退職後の住所	(〒 - ) 方書まで記入してください。 同上	※給与支給明細等で確認してください。提出時点の月額で結構です。	
	組合員資格取得年月日	昭和 平成 令和 61年4月1日	退職年月日	令和 6 年 3 月 31 日

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 6 年 2 月 13 日

所属所長  
※組合員証で確認してください。

職名 鹿児島市立共済小学校  
氏名 校長 鹿児島 学



# 自動払込利用申込書

自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。  
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。  
~~※納付口座通帳を併せてご提出ください。~~ ←不要です。  
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。  
 なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。



お申込人 (口座名義人)	おところ	郵便番号 ( 890 - 0064 )		郵便局に届け出ている住所を記入		お届け印									
	鹿児島市鴨池新町10番1号 桜島マンション502														
	おなまえ	フリガナ コウリツ タロウ	公立 太郎		組合員本人		通帳印押印 公立								
日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅	090 - 1234 - 5678													
記号番号	記号	1	9	8	7	0	0	1	2	3	4	5	6	7	
△ 通帳に記載のある方のみご記入ください。														△ 2枚目にもご捺印ください。	
▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。															
払込先	加入者名	公立学校共済組合鹿児島支部													
	口座番号	17800-21428311													
払込金の種別	払込開始月	記入しない		払込日	毎月	記入しない		土・日・祝日の場合は 登営業日							
	該当の項目に レ印をつけて ください。	<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 公庫借入金 26	<input type="checkbox"/> 住宅ローン返済 27	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input type="checkbox"/> 会費 33	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34	<input type="checkbox"/> 税金 35

### 【記入上の注意】

- 「おところ」…郵便局に届け出ている住所（不明であれば郵便局に確認する。）を記入すること。
- 「記号番号」…通帳に記載されている記号と番号を右詰めで記入する。番号が8桁未満の場合は、空欄を「0」で埋めること。
- 「お届け印」…ゆうちょ銀行通帳印を押印すること。3枚複写の用紙の場合は2枚目にも同様に押印すること。

※ 記入漏れ、記入誤り、押印漏れ（2枚複写の用紙は1箇所、3枚複写の用紙の場合は2箇所）等がないことを確認して、「任意継続組合員申出書」と併せて当支部へ提出してください。

※ 印鑑相違、記入漏れなどにより再提出に時間を要することとなった場合、希望日に自動振替できないこともありますので御注意ください。

※ 2枚目（3枚複写の用紙の場合は3枚目）は「お客様控え」ですので、切り離してお手元に保管してください。

＜記入例＞口座振替を選択した方は提出（ゆうちょ銀行のみ）